

知名町では空き家を探しています！

少子高齢化等による人口減少は日本全体の課題であり、我が町にとっても大きな課題であります。このまま人口減少が続くことで学級閉鎖や、医療機関の減少、伝統行事の衰退、公共サービスの低下など様々な問題に直面することが考えられます。

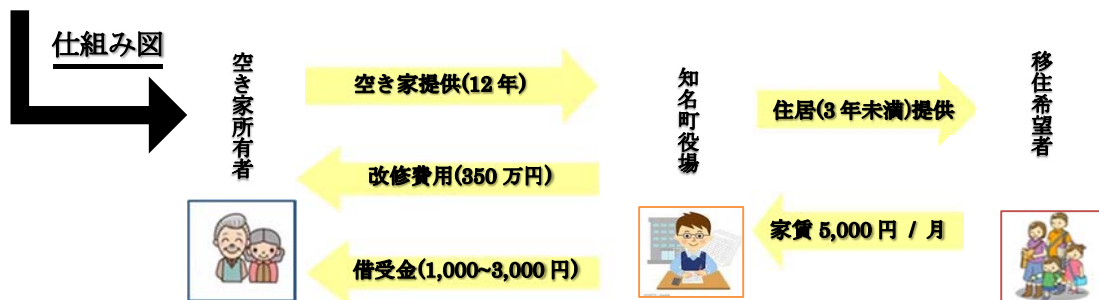
一方で家を借りたい（買いたい）人がいるなかで、空き家は活用されていないという現状があります。

そこで「住みたい人がいるのに、空き家が増える」という状況を改善すべく、町では空き家を活用した2つの事業（空き家利活用事業・空き家バンク）を実施しています。

空き家利活用事業（定住促進住宅）

<事業内容>

- ・町で空き家を借り上げ、改修工事後、島外からの移住希望者へ転貸する。
- ・所有者からの借上期間は、12年とする。
- ・改修費用限度額は、350万円とする。ただし、それ以上の改修希望（自己負担）は協議をする。
- ・所有者への借受料は、月額1,000～3,000円（改修に要した経費額によって変わる）とし、毎年3月にその年度に属する額を一括で支払うものとする。
- ・移住希望者への貸付期間は、3年未満とする。（※あくまでも、移住希望者への仮住まいという形の契約）
- ・定住促進住宅の家賃は月額5,000円とする。



<事業計画>

H24 → 1戸 H25 → 2戸 H26 → 2戸 H27 → 2戸

↓
改修済

↓
改修済

↓
改修済

↳

改修希望の空き家募集中

募集物件校区 2戸

上城小学校区	1戸
下平川小学校区	1戸

改修前



改修後



※改修費用 2,931,746円

空き家バンク

<事業内容>

賃貸・売却を希望する空き家等を所有している方からの物件情報を登録していただき、町で住宅をお探しの方に情報提供するための制度です。



<登録条件>

・登録できる情報

空き家・空き地・空き店舗・空き事業所

・登録条件

- (1) 住宅等建物の売買及び賃貸を生業としない個人の所有である物件
- (2) 相続及び所有者以外の権利の設定がある場合は、登録に関して関係者の承諾が得られている物件
- (3) 共有名義の場合は、各名義者の承諾が得られている物件
- (4) 集団的に、または常習的に暴力不当行為を行うおそれのある組織の構成員でない方

※登録期間中でも、所有者の方は、利用や処分を自由に行えます。変更がありましたら、届け出をお願いいたします。

<登録手続き>

1. 「空き家バンク登録（変更）申込書」「空き家バンク情報登録カード」提出
2. 町の担当者が、所有者又は管理者立会いのもと現地調査（写真撮影を含む）
3. 「空き家バンク登録台帳」に登録
4. 町のホームページ及び担当課で空き家情報の発信
5. 担当者より所有者又は管理者へ取引希望の連絡
6. 所有者又は管理者と利用希望者による交渉

※仲介不動産業者を通すこともできます。

※町では、賃貸・売買に係る交渉・契約について直接関与いたしません。

これらの事業を通して空き家を活用することで、次のような様々なメリットも考えられます。

- ◎空き家の老朽化を遅らせることができる。
- ◎地域内の人口増加により活気がでてくる。
- ◎防犯、治安が良好になる。

あなた身の周りに空き家はありますか？

空き家を地域の活性化に役立ててみませんか？

情報提供をよろしく願います。

【問い合わせ先】

知名町役場 企画振興課 定住促進係
〒891-9295
鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地
TEL：（直通）0997-84-3162
FAX：（直通）0997-93-3115
Email：kikakus4@town.china.lg.jp